

● 「田園型政令指定都市」にふさわしい農業の基本的な方向

農業の基本的な方向

- 産業として魅力のある農業の確立 -

- 元気の出る米の都づくり
- ・担い手への農地の集積
 - ・組織化・法人化の支援
 - ・農業生産基盤の整備 など
- 夢のある園芸の都づくり
- ・園芸銘産品の品目・生産の拡大
 - ・野菜、果樹、花き、花木の生産の拡大 など
- 彩のある食の都づくり
- ・多品目のブランド化
 - ・畜産物のブランド化 など

農村の基本的な方向

- 地域として魅力のある集落環境の形成 -

- 市街地をやさしく包む田園
- ・田園の価値、田園の保全
- 住む人に快適な集落環境づくり
- ・田園まちづくり
 - ・公共施設配置の方向
- 訪れる人に魅力的な美しい地域づくり
- ・水路や集落周辺の緑と花
 - ・自然環境の保全育成

田園型政令指定都市の豊かさを生かして

- 市民にとって魅力のある田園都市の形成 -

資源の循環する農業の確立

- ・環境保全型農業の都づくり
- ・資源の循環する農業の推進

ひとに優しい農業の確立

- ・食の安心・安全
- ・地産地消の拡大

都市と農村の対話・交流

- ・田園都市でのグリーンツーリズム(農村体験、田園遠足、農業体験)

日本をリードする総合的な食の都

- ・新潟の食の魅力を高める農業(食の発信、観光集客)
- ・地域産業を活性化させる農業(農業と関連産業の連携)

合併後の教育行政のあり方

新市の重要な課題である教育について、合併後のあり方が示されました。

● 合併後の教育事務所の設置

これまでの教育行政との継続性を確保しながら、合併に伴う諸課題に迅速に対応するため、政令市移行までの

当分の間、現在の各市町村教育委員会の組織を考慮した「教育事務所」を設置する。

● 政令指定都市移行後の教育行政のあり方

生涯学習のあり方

これまで各市町村は、住民の参画を得ながら、固有の歴史や文化に根ざした多彩な生涯学習施策を展開してきた。合併後においても、そうしたこれまでの取り組みを尊重し、各地域の特色を生かすことを重視する。

生涯学習の組織は、公民館に運営審議会が設けられるなど、本来分権型の運営が基本とされている。政令市においては、各区の基幹公民館および基幹図書館の機能を充実し、公民館運営審議会・図書館協議会を区ごとに一本化し、区内の生涯学習のあり方を審議できる場とする。

学校教育のあり方

学校教育においては、政令市に移管される県費負担教職員の任免権を生かしながら、各学校が家庭・地域と連携し、特色ある学校づくりを進めるための支援体制を強

化することが重要である。学校と教育委員会の密接な連携を保ち、地域の特色と実情に基づいた支援ができるよう、事務局体制を強化・充実させる。

各区での子ども・教育相談センターの設置

これまで各市町村で設置されてきた子ども・教育相談部門の充実を図り、各区に子ども・教育相談センターを設置する。

(仮称)「区教育行政評議員会」の設置

学校教育・生涯学習両分野を含む、区における教育行政全般のあり方を審議し、教育委員会に提言できるようにする。

教育委員会は、提言を踏まえて、各区の特色を伸ばし、地域の実情に合致した方針の策定に努める。